

支援制度のご案内

企業立地奨励事業

効果的な産業集積と雇用の拡大をすすめるため、市内に事業所の新設、増設または移設しようとする企業を対象に、5つの奨励制度を設けました。

【対象となる方】

次のいずれかの施設を設置する企業及び個人で、

- (1)工場（日本標準産業分類大分類E-製造業に分類されるものすべてが対象です。）
- (2)研究所（日本標準産業分類小分類811の自然科学研究所が対象です。）
- (3)その他事業所（①情報・通信、②新製造技術、③流通・物流、④ビジネス支援、⑤海洋開発、⑥バイオテクノロジー、⑦航空・宇宙（民需）、⑧新エネルギー・省エネルギー、関連分野が対象です）

※商業施設は除きます。

事業所の業種や企業規模別に次の要件を満たすことが必要です。

新設の場合

業 種	企業規模	投下固定資産額	常 用 雇 用 者
製造業（工場）	大 企 業	3億円以上	20名以上
	中 小 企 業	1億円以上	10名以上
研 究 所 そ の 他 事 業 所	大 企 業	1億円以上	20名以上
	中 小 企 業	3千万円以上	10名以上

増設または移設の場合

業 種	企業規模	投下固定資産額	新規常用雇用者
製造業（工場）	大 企 業	1億円以上	10名以上
	中 小 企 業	3千万円以上	5名以上
研 究 所 そ の 他 事 業 所	大 企 業	3千万円以上	10名以上
	中 小 企 業	1千万円以上	5名以上

※投下固定資産額には、賃借した機械及び設備に係る賃借料の5年分の合計額を含みます。

【支援内容】

新設の場合

種 別	内 容	限度額
(1)土地取得奨励金	土地の固定資産評価額の50% （土地取得後3年以内の事業開始が条件） ※公的用地取得の場合は実売買価格の3分の1（8ha超は2分の1）	6億円
(2)土地等賃借奨励金	土地、建物の賃借料の50%・5年間	年6千万円 総額3億円
(3)立地奨励金	固定資産税（土地・建物・償却資産）相当額5年間	総額3億円
(4)雇用奨励金	常用雇用者1人につき50万円 短時間労働者は25万円	総額1億円
(5)工業用水再利用施設整備奨励金	100m ³ /日以上の上水道水の再利用施設の整備に。整備金額の50%から80%以内	6千500万円

増設または移設の場合

種 別	内 容	限度額
(1)土地取得奨励金	土地の固定資産評価額の50% (土地取得後3年以内の事業開始が条件) ※公的用地取得の場合は実売買価格の3分の1(8ha超は2分の1)	2億円
(2)土地等賃借奨励金	土地、建物の賃借料の50%、3年間	年2千万円 総額6千万円
(3)立地奨励金	固定資産税(土地・建物・償却資産)相当額3年間	総額1億円
(4)雇用奨励金	常用雇用者1人につき50万円、短時間労働者は25万円	総額1億円
(5)工業用水再利用施設整備奨励金	50 m ³ /日以上の上水道水の再利用施設の整備に。整備金額の50%から80%以内	6千500万円

いずれの奨励金も常用雇用者(雇用後一年以上経過した者)数の確認後の交付となります。

【ご利用方法】

- ① 事業開始後2ヶ月以内に指定申請を行ってください。
(工業用水再利用施設整備奨励金については、事業着手前)
- ② 内容を審査し、指定審査の決定をし、通知します。
- ③ 雇用要件(常用雇用者の人数と期間)を満たした時点で、奨励金の交付申請を行ってください
- ④ 実績を審査し、奨励金交付の決定をし、通知します。
- ⑤ 納税証明書等必要書類を添えて、奨励金の交付請求を行ってください。

【募集時期】

随時

<お問い合わせ>

佐世保市企業立地推進局

電話0956-24-1111(内線3011)

観光施設設置奨励金

本市の観光事業の振興と雇用増大をすすめるために、市内に観光施設の新設または増設をしようとする方を対象とした奨励金制度です。

【対象となる方】

観光施設を新設または増設する企業及び個人で、次のいずれかの要件を満たすもの。

- (1) 3億円以上の固定資産評価額の投資をしていること
- (2) 新規の常時雇用者が30人以上であること

なお、観光施設とは次のような施設をいう。

施設区分	施設例
文化教養施設	博物館、美術館、動物園、資料館など
運動施設	ゴルフ場、テニス場、乗馬場、水泳場など
レジャー施設	遊園地、キャンプ場など
宿泊施設	ホテル、旅館、ペンションなど（居住型又は分譲型のものは除く）
休憩施設	保養センター、展望施設など
交通施設	ロープウェイ、水上輸送施設など
販売施設	観光土産品店、地域物産販売センターなど
集会施設	研修施設、会議場施設、展示場施設など
その他の施設	上記の施設が複合的に構成される施設

【支援内容】

① 交付金額

新設または増設した部分の固定資産税に相当する額の80%以内。ただし、上限は1億円。

② 交付期間及び時期

交付期間は、納税義務が初めて確定した年度から3年間までとする。

交付時期は、市税の完納した年の翌年度から。

【ご利用方法】

- ① あらかじめ事業者が市長に事業計画書を提出してください。
その後、交付申請書を市長に提出してください。
- ② 当該奨励措置審議会にて審査を行います。
- ③ 市長が交付の有無を決定し、申請者に通知します。

【募集時期】

随時

<お問い合わせ>

佐世保市観光物産振興局 観光振興グループ

電話0956-24-1111（内線3026）

ふるさと特産品振興事業補助金

本市における特産品の振興を図るため、特産品の開発、改良、販路開拓及び販路拡大の事業を行う者に対し、支援を行うものです。

【対象となる方】

- ① 本市に住所又は事業所等の本拠を有する中小企業者、中小企業を構成員とする団体及び事業協同組合
- ② 市税完納者
- ③ 本市における特産品の開発、改良、販路開拓及び販路拡大のための事業に関し、意欲及び能力を持つ者

【支援内容】

新商品開発、改良、販路開拓、販路拡大にかかる経費から、国県等からの補助金を除いた額の3分の1以内（上限50万円）を助成するものです。

【ご利用方法】

下記の募集期間内に次の書類をご提出いただき、本市が別に設置する審査委員会により事業の採択を決定します。

- ① 補助金等交付申請書
- ② 佐世保市ふるさと特産品振興事業計画書
- ③ 佐世保市ふるさと特産品振興事業収支予算書
- ④ 市税の滞納のない証明書

【募集時期】

毎年 4月1日～6月30日

<お問い合わせ>

佐世保市観光物産振興局 物産振興グループ

電話0956-24-1111（内線3022）

中小企業高度化設備支援事業(新規)

中小企業者等が購入する高額な設備の一部を補助します。

【対象となる方】

佐世保市内に主たる事業所を持ち、製造業又は情報サービス業を営む中小企業者等

【支援内容】

新たに取得する工作機械等の購入経費に対し、1/20以内（50万円以上150万円未満）を補助します。ただし、1機あたりの取得価額が1,000万円以上3,000万円未満の設備で、かつ取得価額の合計が3,000万円未満のものに限ります。

※財団法人長崎県産業振興財団の「長崎県地場企業支援ファンド（設備投資支援事業）」をご利用の方も本制度の利用が可能です。

【ご利用方法】

事業着手60日前までに次の書類をご提出いただき、本市が別に設置する審査委員会により事業の採択を決定します。

- ① 補助金交付申請書
- ② 事業計画書
- ③ 市税の滞納のない証明書
- ④ 法人税、消費税及び地方消費税に係る滞納がないことを証明する納税証明書
- ⑤ 直近の3事業年度の営業報告書又は事業報告書、貸借対照表及び損益計算書
- ⑥ 定款の写し
- ⑦ 主要株主名簿
- ⑧ 購入予定の機器等の見積書
- ⑨ 会社案内、開発製品等の当該申請に係る参考資料

【募集時期】

平成24年4月1日～平成25年2月28日

<お問い合わせ>

佐世保市農水商工部産業振興課

電話0956-24-1111（内線3084）

中小企業創造的技術開発支援事業

中小企業者等が、新しい技術・製品の研究開発に取り組むときに必要な経費の一部を補助します。

【対象となる方】

佐世保市内に主たる事業所を持ち、事業を営む中小企業者又は異分野 2 以上の中小企業で構成するグループ等

【支援内容】

名称		対象となる内容	補助率	補助限度額	補助対象人件費
mono- づくり 支援事業	企画調査	創造的な新製品、 新技術に関する事業 (ソフトウェア開発 等を除く)	対象経費の 1/2 以内	200 万円	総事業費の 2/3 以内の経費を 対象とし、補助率 1/2 とする。
	研究開発			300 万円	総事業費の 1/2 以内の経費を 対象とし、補助率を 1/2 とする。
ソフトウェア 開発等支援事業	企画調査	コンピューターソフト 開発や、ウェブ上での 新製品、新技術に関する事業		200 万円	総事業費の 2/3 以内の経費を 対象とし、補助率 1/2 とする。
	研究開発			300 万円	総事業費の 10/10 以内の経費を 対象とし、補助率を 1/2 とす る。
小規模企業者支援事業	研究開発	mono- づくり支援事 業と同じ		50 万円	人件費は対象外とする。

※上記事業を行うために必要な専門家謝金、委託料、人件費、原材料費等

【ご利用方法】

募集期間内に次の書類をご提出いただき、本市が別に設置する審査委員会により事業の採択を決定します。

- ① 補助金交付申請書
- ② 事業内容説明書
- ③ 補助事業計画書
- ④ 市税の滞納のない証明書
- ⑤ 直近の決算書
- ⑥ 特許、実用新案等がある場合はその写し
- ⑦ その他参考資料

【募集時期】

毎年3月

<お問い合わせ>

佐世保市農水商工部産業振興課

電話0956-24-1111(内線3084)

中小企業販路開拓支援事業

中小企業者等が、過去5年以内に開発した新製品の販路開拓を行う際に、必要な経費の一部を補助します。

【対象となる方】

佐世保市内に主たる事業所を持ち事業を営む中小企業者又は異分野2以上の中小企業で構成するグループ等

【支援内容】

上記事業を行うために必要な専門家謝金、旅費、委託経費、運搬費、事務費等に対し、補助対象経費の1/2以内（上限200万円）を補助します。

【ご利用方法】

募集期間内に次の書類をご提出いただき、本市が別に設置する審査委員会により事業の採択を決定します。

- ① 補助金交付申請書
- ② 事業内容説明書
- ③ 補助事業計画書
- ④ 市税の滞納のない証明書
- ⑤ 直近の決算書
- ⑥ 特許、実用新案等がある場合はその写し
- ⑦ その他参考資料

【募集時期】

毎年3月

<お問い合わせ>

佐世保市農水商工部産業振興課

電話0956-24-1111（内線3084）

魅力ある商店街創出支援事業

商店街等が行う、共同施設の整備、空き店舗の活用、先進地視察研修、イベントの実施など、商店街活性化のための取り組みを支援します。

【対象となる方】

商工会議所・商工会又は市内の商店街で組織する事業協同組合等

【支援内容】

①商店街共同施設等整備事業

アーケード建設・改修、防犯カメラ、街路灯の設置など

＜対象経費＞工事費ほか

＜助成額＞アーケードの工事については1,000万円、その他は500万円以内で補助対象経費の1/3以内

②高度情報化促進事業

ホームページ作成、インターネットショッピングモール開設など

＜対象経費＞プロバイダ契約・使用料、回線使用料ほか

＜助成額＞500万円以内で補助対象経費の1/3以内

③空き店舗対策事業

空き店舗を活用したチャレンジショップ、交流広場など

＜対象経費＞店舗賃借料、店舗改装費ほか

＜助成額＞400万円以内で補助対象経費の1/3以内

④活性化計画策定事業

商店街等の活性化を目的とした計画の策定および調査・分析など

＜対象経費＞会議費、資料作成費、資料購入費ほか

＜助成額＞100万円以内で補助対象経費の1/2以内

⑤活性化研究会・講習会事業

研究会・講習会の実施、先進商店街の視察など

＜対象経費＞専門家謝金、旅費ほか

＜助成額＞30万円以内で補助対象経費の1/2以内

⑥イベント事業

賑わいの創出、地域との交流促進を目的としたイベントの実施

＜対象経費＞広報宣伝費、雑役務費ほか

＜助成額＞50万円以内で補助対象経費の1/3以内

⑦その他の商業活性化事業

①～⑥以外で商店街等の活性化を目的に実施する事業

＜対象経費＞事業内容による

＜助成額＞事業内容による

【ご利用方法】

①交付要望

事業概要、概算経費等についての要望書を提出していただきます。

②交付申請

交付要望があったものについて、所定の書式（申請書、事業説明書など）に必要事項をご記入のうえ、関係書類（事業参加者名簿など）を添えて申請してください。

③状況報告

9月30日現在の事業遂行状況について、所定の書式（遂行状況報告書など）に必要事項をご記入のうえ、関係書類を添えて報告してください。

④変更申請

事業内容の変更や経費の増減が発生した場合には、所定の書式（変更申請書など）に必要事項をご記入のうえ、関係書類を添えて申請してください。

⑤実績報告

所定の書式（実績報告書など）に必要事項をご記入のうえ、関係書類（領収書等の経費を証する書類の写しなど）を添えて報告してください。

【申請期間】

①交付要望

事業実施年度の前年度（～11月頃まで）

②交付申請

事業実施前まで

③状況報告

10月15日まで

④変更申請

変更後直ちに

⑤実績報告

事業完了後30日以内または3月31日のいずれか早い日

＜お問い合わせ＞

佐世保市農水商工部産業振興課 電話0956-24-1111（内線3001）

人材育成支援事業

中小企業者等が人材育成を積極的に進め、経営課題、技術課題を自ら解決する能力を身につける取り組みを支援します。

【対象となる方】

- ①佐世保市内で事業を営む中小企業者
- ②佐世保市内で事業を営む中小企業者及びそれらの団体

【支援内容】

①中小企業大学校等派遣事業

経営に必要な知識の習得、従業員の技術の向上のために中小企業大学校、九州生産性大学等の研修に派遣する場合

(但し、年間のべ5名以内を対象とし、他からの補助等を受けない場合に限る。)

<対象経費> 受講料

<補助額> 100,000円以内で補助対象経費の1/2以内(年間1企業あたり)

②研修会等開催事業

1及び2以上の中小企業者が、経営課題、技術課題を自ら解決する能力を身につけるために研修会等を実施する場合

(但し、年間1講座以内を対象とし、他からの補助等を受けない場合に限る。)

<対象経費> 会場借料、講師謝金、講師旅費等

<補助額> 実施する者が1つの場合 100,000円以内で補助対象経費の1/2以内

実施する者が2つ以上の場合 300,000円以内で補助対象経費の1/2以内

【ご利用方法】

①中小企業大学校等派遣事業

研修修了後、所定の書式(申請書、受講報告書など)に必要な事項をご記入のうえ、関係書類(研修修了証・領収書等の経費を証する書類、市税の滞納のない証明の写しなど)を添えて申請してください。

②研修会等開催事業

ア 事業実施前に、所定の書式(申請書、事業計画書など)に必要な事項をご記入のうえ、関係書類(市税の滞納のない証明の写し、名簿など)を添えて申請してください。

イ 事業完了後に、所定の書式(実績報告書、実施状況報告書など)に必要な事項をご記入のうえ、関係書類(領収書等の経費を証する書類の写しなど)を添えて報告してください。

【申請期間】

①中小企業大・学校等派遣事業

研修終了後、研修を受けた日の属する年度内（～翌年3月末まで）

②研修会等開催事業

事業を実施する前

＜お問い合わせ＞

佐世保市農水商工部産業振興課 電話0956-24-1111（内線3001）

小規模事業者経営改善資金利子補給補助金

(株)日本政策金融公庫から「小規模事業者経営改善資金」を借り入れた本市中小企業者に対して、支払う利子の一部を助成します。

【対象となる方】

(株)日本政策金融公庫から「小規模事業者経営改善資金」を借り入れた佐世保市内の中小企業者で、全ての市税を完納している方。

【支援内容】

「小規模事業者経営改善資金」にかかる利子で、利子支払開始から起算して12カ月相当分の利子支払総額の50%を助成します。(ただし、1企業あたり10万円が上限)

【ご利用方法】

申請を希望される方は、佐世保商工会議所、佐世保商工会議所北松支所、佐世保市北部商工会及び宇久町商工会を通じて申請を行ってください。

- ・ 佐世保商工会議所 (Tel0956-22-6121)
- ・ 佐世保商工会議所北松支所 (Tel0956-66-3121)
- ・ 佐世保市北部商工会 (Tel0956-64-2139)
- ・ 宇久町商工会 (Tel0959-57-2163)

<お問い合わせ>

佐世保市農水商工部産業振興課

電話0956-24-1111 (内線3003)

新規開業支援利子補給補助金

事業の開始前及び事業の開始から1年以内に(株)日本政策金融公庫から開業のため必要な資金（以下「新規開業資金」という。）を借り入れた本市中小企業者の支払う利子を予算の定めるところにより補助します。

【対象となる方】

以下の全てに該当する方

- ① 新規開業資金を借り入れた方
- ② 市税を完納している方
- ③ 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項各号に規定する中小企業者として本市において事業を営んでいる者

【支援内容】

- ① 利子補給の対象は、対象となる資金の利子相当分を補給の対象とし、利子補給率は、利子支払い開始から起算して12ヶ月相当分の利子支払総額の50%を助成します。（ただし、1円未満の端数が出たときは切り捨てる。）
- ② 利子補給限度額は、1企業あたり10万円を限度とします。

【ご利用方法】

利子支払いの証明を受けた後、12ヶ月相当分の利子支払経過後3ヶ月以内に「佐世保市新規開業支援利子補給補助金交付申請書」及び関係書類を佐世保市に提出してください。

（注1）平成24年度から、補助対象者及び支援内容が変更となっております。

（注2）平成23年度までに、新規開業資金を借り入れた方に対しては、交付申請の前に補助金申請が可能な業種に該当するかどうかの確認が必要になりますので事前に、下記までお問い合わせください。

<お問い合わせ>

佐世保市農水商工部産業振興課

電話0956-24-1111（内線3003）

中小企業退職金共済掛金補助制度

市内中小企業の退職金共済制度への加入を促進するため、国が実施する「中小企業退職金共済制度（中退金）」または佐世保商工会議所が実施する「特定退職金共済制度（特退金）」に加入する事業主に対して、国の補助制度とは別に、掛け金の一部を助成しています。

【対象となる方】

以下の全てに該当する中小企業（従業員（被共済者以外も含む）15人以下）の事業主

- ① 佐世保市内に本社または本店があり、1年以上継続して同一事業を営んでいること
- ② 市税（市民税）を完納していること
- ③ 共済掛金の納付（中退金；1人当たり月額5,000円以上、特退金；1人当たり月額3,000円以上）を継続していること
- ④ 中退金または特退金への新規加入が昭和63年4月1日以降であること
（在職中の従業員の加入日が、昭和63年4月1日以降という意味ではありません。）

【支援内容】

- ① 被共済者（従業員）1人当たり月額1,000円
- ② 対象期間は、補助申請後、補助決定を受けた月から1年間（12ヵ月）分
※但し、年度を超える期間分については、翌年度にあらためて補助申請手続きが必要です。
- ③ 補助金は、前期（4～9月分）と後期（10～3月分）に分けて交付
（例）従業員3人の場合、補助金総額は、3人×1,000円×12月＝36,000円

【ご利用方法】

- ① 補助を希望される方は、「補助金交付申請書」と「被共済者内訳書」に必要書類を添付して申請してください。（詳細は、下記にお問い合わせください）
- ② 内容を審査して交付決定を行います。
- ③ 申請者からのご請求に基づき、補助金を交付します。

【募集時期】

随時

<お問い合わせ>

佐世保市農水商工部 産業振興課 電話0956-24-1111（内線3083）

中小企業融資制度

本市内の中小企業の振興、及び発展を目的として、事業資金を必要とされる中小企業者の方や新たに創業をお考えの方を対象に、それぞれの用途等に応じて6つの融資制度を設けております。

【対象となる方】

- 佐世保市内の中小企業者の方。
 - 市内で原則として1年以上同一事業を営んでいる方。（小口事業資金、創業資金を除く）
 - 保証協会の保証対象業種に該当する方。
 - 市税を完納している方。
- ※その他、融資の申込要件に該当することが必要です。

【支援内容】

制度名	資金内容	資金使途	融資限度額	融資期間	据置期間	貸付利率	保証人	担保	保証料	
短期資金	事業運営のために必要な短期資金	運転	1,000万円	1年以内		1.5%	金融機関の取り扱いの例による。			
緊急経営対策資金	不況・災害対策など、経営の安定化を図るために必要な資金	運転 設備	3,000万円	10年以内	2年以内	1.8%	原則として法人代表者を除いて不要	必要に応じ徴求	原則として年0.45%～1.14%の範囲	
緊急経営対策資金 (運転対策防止)	連鎖倒産防止のために必要な資金	運転	2,000万円	10年以内	2年以内	1.4%				
経営合理化資金	経営の合理化のために必要な資金	運転 設備	2,000万円	運転7年以内 設備10年以内	1年以内	2.0%				
小口事業資金	小規模事業者が事業運営に必要な資金（市内に1年以上居住し、引き続き6ヵ月以上同一事業を営んでいる方）	運転 設備	1,250万円	運転7年以内 設備10年以内	1年以内	1.9%				
創業資金	市内で創業するために必要な資金	運転 設備	1,000万円	運転7年以内 設備10年以内	1年以内	1.7%		不要		0%
組合振興資金	市内の事業協同組合等が企業の合理化・設備の近代化・高度化等のために必要な資金	運転 設備	一般 1.5億円 集団化 10億円 再開発 4億円	10年以内	1年以内	2.0%		金融機関の取り扱いの例による。		

【取扱金融機関】

金融機関名 資金名	親和銀行	十八銀行	長崎銀行	佐賀銀行	佐賀共栄銀行	福岡銀行	西日本シティ銀行	九州ひぜん信金	佐世保中央信組	長崎県民信組	商工中金	備考
短期資金	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
緊急経営対策資金	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	※1
経営合理化資金	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
小口事業資金	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
創業資金	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	※2
組合振興資金	●	●	●			●					●	

※1 緊急経営対策資金の申し込みには、佐世保市長の認定書（産業振興課で発行）が必要です。

※2 創業資金の申し込みは、佐世保商工会議所、佐世保市北部商工会、宇久町商工会で行っております。

- ・佐世保商工会議所（Tel0956-22-6121）
- ・佐世保市北部商工会（Tel0956-64-2139）
- ・宇久町商工会（Tel0959-57-2163）

<お問い合わせ>

佐世保市農水商工部産業振興課

電話0956-24-1111（内線3003）

佐世保市産業支援センター(産業コーディネート事業)

3名の産業コーディネータによるきめ細かな中小企業相談業務、企業訪問活動、佐世保市技術マップの情報更新を行います。

【対象となる方】

市内、または市内で事業展開を考えられている中小企業等民間事業者の方

【支援内容】

〈中小企業者等民間事業者の方への支援〉

- 1 窓口による相談
- 2 企業訪問による相談
- 3 技術マップの情報更改（技術マップホームページ <http://www.sasebo-techno.jp/>）
- 4 国・県・公的支援機関との連携、支援メニューの研究

【ご利用方法】

産業支援センターのご利用にあたっては、下記のいずれかの方法で事前に予約をお願いします。

- 1 電話でのご予約（TEL：0956-24-6051、FAX：0956-76-8691）
- 2 Eメールでのご予約（Eメールアドレス：info@smbpc.info）
- 3 産業支援センターホームページからのご予約（<http://www.smbpc.info/c6p0.htm>）

〈受付時間・窓口営業時間〉

9：00～17：00（土・日祝日、年末年始を除く）

*ご予約の日・時間を調整させていただく場合がございますのでご了承ください。

〈お問い合わせ〉

佐世保市 産業支援センター 【担当：宮副、光富、吉永】

〒857-0877 佐世保市万津町 3-5（万津ターミナルビル3階）

Tel：0956-24-6051 E-mail：info@smbpc.info

支援センターホームページ <http://smbpc.info/>

佐世保市 農水商工部 産業振興課

〒857-8585 佐世保市八幡町 1-10（佐世保市役所 10階）

Tel：0956-24-1111（内線 3084）

佐世保市産業支援センター(インキュベーション事業)

インキュベーション施設<起業・創業者向け支援用貸事務室>での支援を中心に、起業家や創業初期の方々や、中小企業等の第二創業の支援を行います。

【対象となる方】

市内で起業・創業を行いたい方

【支援内容】

インキュベーション施設<起業・創業者向けの支援用貸事務室>における支援を中心に、起業・創業・新事業進出に関する支援を行っております。

【インキュベーション施設の概要】

名 称	佐世保市産業支援センター
所 在 地	佐世保市万津町 3-5 万津ターミナルビル 3F
使用料(月額)	1m ² あたり月額 720 円 (敷金不要、インターネット使用料込) ただし、電気代・コピー代等は実費となります。
駐車場(月額)	各部屋につき1台分を確保(1台あたり月額 7,800 円)
施設概要	○貸事務室 7部屋(26㎡1室、25㎡1室、24㎡3室、23㎡1室、13㎡1室) ○交流スペース 56㎡ ○共有コピー機(コイン式)1台
貸事務室概要	○電源 100V コンセント(2ヶ所) ○空調 各部屋にエアコンを設置 ○インターネット 100Mbps 常時接続 ○電話 電話配線を引き込み済(使用にあたっては、個別に電話会社と契約)
入居期間	原則3年間(ただし、入居契約は1年毎)
入居期間 延長について	上記入居期間を含め、最長5年の入居が可能です。 ① 使用延長については、延長審査(単年ごとの許可)を行います。 ② 申請時には、今後の事業計画書(様式4号に添付)の提出が必要です。 ③ 延長審査申請には、事業における雇用創出の考えの記載が必要です。
事業報告	入居者は毎月の事業報告と、6ヶ月毎の事業報告書の提出が必要です。

その他 留意事項	<p>入居者が、当センターの設置目的に反し、当初の事業目的を遂行できないと認められる場合や、応募資格を充たさなくなった場合、施設の管理上問題があると認められた場合などは、退去を求めることがあります。</p> <p>また、騒音・振動・強い電磁波などを発生する機器等は設置できません。</p>
-------------	--

【ご利用方法】

1 応募資格

応募にあたっては、公序良俗に反しない事業内容で独創的なアイデアや技術をもとに、新しい製品やサービスを生み出す会社・個人事業者を対象としており、次の条件に該当する必要があります。

新規・第二創業者：(3) 以外のすべて

事業進出事業者：(2) 以外のすべて

- (1) 当施設を主たる事業所として利用する者
- (2) 新規創業・第二創業予定者または入居開始の時点で原則として創業後5年未満である者
- (3) 新たな事業進出に向け、市内での事業展開推進のスタートアップを図る目的であること
- (4) 事業内容に地域性、成長性、事業性、雇用創出の可能性などが見込まれること
- (5) 住所地（法人においては所在地）において市（区町村）税の滞納がないもの

2 応募方法

次の書類をご提出いただき、本市が別に設置する審査委員会において入居を決定します。

(1) 提出書類

- ① 資格審査申請書（要綱 様式第1号）
- ② 事業計画書（要綱 様式第2号）
- ③ 商業登記簿の謄本（申請者が個人の場合は、住民票の写し）
- ④ 市区町村税の納税証明書
- ⑤ 決算に関する書類（直近のもの。個人の場合は確定申告時に提出する決算書または収支内訳書の写し）

(2) 提出先

佐世保市 農水商工部 産業振興課（佐世保市役所 10 階 佐世保市八幡町 1-10）

※ 提出書類は必ず持参してください。（郵送不可）

3 募集時期

随時

<お問い合わせ>

佐世保市 産業支援センター 【担当：宮副、光富、吉永】

〒857-0877 佐世保市万津町 3-5（万津ターミナル3階）

Tel：0956-24-6051 E-mail：info@smbpc.info

支援センターホームページ <http://smbpc.info/>

佐世保市 農水商工部 産業振興課

〒857-8585 佐世保市八幡町 1-10（佐世保市役所 10 階）

Tel：0956-24-1111（内線 3084）

1日経営ブック

「経営改善」「税務」「労働」「人材育成」など企業が抱える様々な問題について、中小企業診断士をはじめとする専門家が相談に応じます。

【対象となる方】

佐世保市内の中小企業者の方。佐世保市内で開業を予定している方。

【支援内容】

中小企業診断士、司法書士、社会保険労務士、商工会議所等の経営指導員などが、企業が抱える経営（経営改善・税務・労働）、開業（会社設立）などの相談に応じます。

《開催日時》

月曜から金曜（土日祝日を除く） ※時間等は、予約時に決定。

《場 所》

佐世保商工会議所（佐世保市湊町6-10）

《相談料》

無 料

【ご利用方法】

電話による完全予約制のため、下記機関のいずれかにご連絡ください。

- ・佐世保商工会議所 中小企業振興部（TEL0956-22-6121）
- ・佐世保市北部商工会（TEL0956-64-2139）
- ・宇久町商工会（TEL0959-57-2163）

＜お問い合わせ＞

佐世保市農水商工部産業振興課

電話0956-24-1111（内線3003）

合同企業面談会の開催

ハローワーク、長崎県、佐世保市が連携・協力しながら、大学・高校等新卒者、Uターン希望者、障がい者、卒業後まだ就職活動をされている方、一般求職者など、さまざまな方を対象に、地元企業との就職面談会を開催しています。

【対象となる方】

- 地域内の求職者あるいは転職を希望されている方
- 高等学校新卒者
- 大学・短大等新卒者
- Uターン希望者
- 卒業後まだ就職活動をされている方
- 一般求職者

【開催場所】

佐世保市体育文化館（佐世保市光月町6-17）

【ご利用方法】

ポスター掲示やチラシ配布、佐世保市ホームページ等で広報します。

さらに、主催者であるハローワーク（長崎労働局）、長崎県、佐世保市の各ホームページと、佐世保商工会議所の佐世保地区就職情報サイト「Web Debuter（デビューター）」でも、最新情報を随時発信しており、対象者やスケジュール等を確認することができます。

【募集時期】

随時

<お問い合わせ>

佐世保市農水商工部 産業振興課 電話0956-24-1111（内線3082）